

日本救命医療学会

Japan Society for Critical Care Medicine (JSCCM)

会則

(2014 改訂版)

第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は、日本救命医療学会(Japan Society for Critical Care Medicine)(JSCCM)と称し、事務局を福岡大学医学部救命救急医学講座に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第2条 本会は、救命医療に関する研究を行い、救命医療の進歩、発展に寄与することを目的とする

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 年1回の学術集会の開催
- (2) 機関誌などの刊行
- (3) 救命医療に関連した事項の調査および研究
- (4) 関係団体との連絡および協力
- (5) その他の必要な事業

第3章 会員

(構成)

第4条 本会は、次の会員によって構成する

- (1) 正会員:
 - ・救命救急センター、大学病院救急部等の三次救急またはそれに準ずる医療施設の医師
 - ・本会の目的に賛同する医師、または医療関係者
- (2) 賛助会員:本会の趣旨に賛同し、所定の賛助会員会費を納めた個人、法人あるいは団体
- (3) 名誉会員:本会の発展に特に功労のあった正会員で、理事会が推薦し、評議員会で承認を経て総会で報告される

(入会)

第5条 本会に入会を希望する個人、組織、団体は、所定の入会申込書を事務局に提出し、入会年度会費を納めること

(退会)

第6条 退会しようとする者は、退会届けを事務局に提出することとする

(除名)

第7条 会員が本会の名誉を傷つける、または本会の目的に著しく反したときは、理事会、評議員会の議を経てこれを除名することができる

(資格の喪失)

第8条 会員は次の理由によりその資格を喪失する

- (1) 退会
- (2) 会費 2 カ年分以上の滞納
- (3) 除名
- (4) 制限能力者の宣告
- (5) 死亡

(年会費)

第9条 本会会員の年会費は、細則に定める

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員をおく

- (1) 理事(理事長および副理事長を含む)
 - ： 10 名以上 13 名以内
- (2) 監事:1 名以上 2 名以内
- (3) 評議員:会員総数の 20%前後
- (4) 会長
- (5) 次期会長

(選出)

第 11 条

- (1) 役員は別に定める細則により選出する
- (2) 監事は理事を兼ねることはできない
- (3) 会長は評議員の中から理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会に報告する

(職務)

第 12 条

- (1) 理事長は、本会を代表し、本会の会務を総括する
- (2) 理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代行する
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務の審査および本会の運営に関する実務を分担する
- (4) 監事は、本会の会計およびその他の会務の執行を監査する
- (5) 評議員は、評議員会を組織し、本会の運営上必要な事項について審議する
- (6) 会長は学術集会を主催する
- (7) 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、理事会において会長代理を選任し、その者が学術集会を主催する
- (8) 直前会長、次期会長は、会長を補佐する

(任期)

第 13 条 本会の役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 理事および監事の任期は、選出された定期総会の翌日から 3 年後の定期総会の日までとする。ただし再任は妨げない
- (2) 理事長の任期は、3 年とする。再任を妨げないが、連続して 2 期を超えることはできない
- (3) 評議員の任期は、3 年とする。ただし再任を妨げない
- (4) 会長の任期は、前回学術集会終了の翌日から当該学術集会終了の日までとする
- (5) 補充または増員によって選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする
- (6) 役員の定年は、満 65 歳とするが、役員の任期中に定年に達した場合の任期は、役員任期中の学術集会終了の日までとする

第5章 会議

(理事会)

第 14 条

- (1) 理事会は、理事および監事で構成する
- (2) 理事長は、理事会を召集し、その議長を勤める
- (3) 理事長は、理事の 2 分の 1 以上または監事の請求がある時は、理事会を召集しなければならない
- (4) 理事会は、現在理事数の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を行い、議決することはできない。委任状が提出された場合は、これを出席とみなす
- (5) 理事会における議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる
- (6) 監事は、理事会において意見を述べることができるが、議決に加わることはできない

(評議員会)

第 15 条

- (1) 評議員会は、評議員および名誉会員で構成する
- (2) 理事長は、定期総会の前に評議員会を召集し、その議長をつとめる
- (3) 理事長は、評議員の 2 分の 1 以上または監事からの請求があるときは、臨時評議員会を召集しなければならない
- (4) 評議員会の成立は、委任状を含めて評議員の 2 分の 1 以上の出席を要する
- (5) 評議員会における議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる
- (6) 名誉会員は、評議員会に出席し、意見を述べることができるが、議決に加わることはできない
- (7) 評議員は委任状の提出がなく、3 回連續して評議員会を欠席した場合はその資格を失う

(総会)

第 16 条

- (1) 総会は正会員、賛助会員、および名誉会員で構成する
- (2) 理事長は原則として年 1 回の総会を期間中に召集し、理事会および評議員会の決定事項を報告する
- (3) 次の各号は、総会での承認を要する
 - ①事業計画および収支予算
 - ②事業報告お呼び収支決算
 - ③その他理事長が必要と認めた項目
- (4) 総会の議長は、会長とする

第6章 学術集会

(学術集会)

第 17 条 学術集会は定期集会のほか時宜に応じて開催する

(発表者)

第 18 条 学術集会において発表する者は本会の会員でなければならない

第7章 各種委員会

(委員会)

第 19 条 本会は、その事業を遂行するために、次の各号に従って委員会を設置することができる

- (1) 委員会の設置および解散は、理事会の議決による
- (2) 委員会の委員長ならびに委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する
- (3) 委員長の任期は、3 年とする。再任を妨げないが、連続して 2 期を超えることはできない
- (4) 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない

第8章 会計

(資産の構成)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。ただし、寄付金の受領は理事会の承認を得るものとする

(事業計画、収支予算、事業報告、収支決算)

第 21 条 本会の事業計画、収支予算、ならびに事業報告、収支決算は、理事長が編成し、監事の監査を受け、理事会および評議員会の議を経て総会に報告し、承認を受ける

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする

第9章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務局を、当分の間、理事長所属施設におく

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第 24 条 本会の会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て定める

第11章 補則

(施行細則)

第 25 条 本会の会則の施行に必要な細則は、理事会の議を経て別に定める

日本救命医療学会会則施行細則

第1章 理事長の選出等に関する細則

第1条 理事長は理事のなかから理事会において選出する

第2章 理事の選出、任期等に関する細則

第2条 理事は評議員のなかから理事会において選出される

第3条 副理事長は理事長の指名により、理事会の承認を得る

第4条 理事は評議員の中から理事長が推薦し、理事会の承認を得る

第3章 監事の選出等に関する細則

第5条 監事は評議員の中から選出される

第6条 監事は評議員の中から理事長が推薦し、理事会の承認を得る

第4章 評議員の選出

第7条 評議員は次項に定める有資格者から選出される

(1) 満 65 歳未満の正会員

(2) 施設責任者またはそれに準ずるもの(1 施設、役員を含め3名までとする)

第8条 会員より募集し、理事会において決定する

第5章 会費に関する細則

第9条 年会費 本会の年会費は次のとおりとする

①正 会 員:5 千円

②賛助会員:1 口 5 万円

③名誉会員:会費は徴収しない

「付則」

本細則は、2014 年 9 月 21 日から施行する